

東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱

平成元年6月22日元中業第126号

改正(最終) 令和4年6月21日4中事業第139号

(目的)

第1 この要綱は、東京都地方卸売市場条例（昭和46年東京都条例第154号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、地方卸売市場の開設者が行う施設整備に要する経費について、予算の範囲内で、知事はその経費の一部を補助することにより、市場機能の高度化及び買受人等の利便性に配慮した地方卸売市場の施設整備の促進を図り、もって、生鮮食料品等の流通の円滑化と都民の消費生活の安定に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2 補助金交付の対象となる事業は、多摩地域の青果及び水産民営地方卸売市場が、東京都卸売市場整備計画等に基づいて行う施設整備事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象施設及び補助率)

第3 第2の規定による事業に係る補助対象施設及び補助率は、別表に掲げるところによる。

(申請手続)

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、知事に補助金交付申請書（第1号様式）及び資金計画書（第1号様式の2）を提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5 知事は、第4の規定による補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 知事は、1の決定を行う場合で、適正な交付を行うため必要があるときは、当該補助金の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付を決定することができる。

(補助金交付の条件)

第6 知事は、第5の規定による交付の決定に当たって、法令及び予算で定める補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付け加えることができる。

(補助金交付決定等の通知)

第7 知事は、第5の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その決定内容を申請者に通知するものとする。

2 知事は、第6の規定により、決定内容に条件を付け加えたときは、速やかに、その条件を申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第 8 申請者は、交付決定を受けた後、すみやかに当該事業を開始しなければならない。

2 1において、申請者は、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業を開始する場合は、次に掲げる条件のすべてを了承の上、あらかじめ交付決定前着工届(第 8 号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 当該事業については、開始から補助金交付決定通知を受けるまでの間、計画変更を行わないこと。

(2) 補助金交付決定を受けるまでの間、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。

(3) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

3 知事は、2の規定による交付決定前着工届を受理したときは、補助金交付決定前着工承認通知書(第 9 号様式)により申請者に通知するものとする。

なお、この通知をもって補助金交付決定を受けたものと解してはならない。

(補助事業の内容変更)

第 9 申請者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書(第 3 号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、1の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更承認通知書(第 4 号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の撤回)

第 10 申請者は、補助金交付決定の内容又はこれに付け加えられた条件に異議があるときは、当該補助金の交付決定通知書受領後 10 日以内に、補助金交付申請を撤回することができる。

(事故報告等)

第 11 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、第 7 の 1 による交付決定通知書に示された工期が終了するまでに、その理由その他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第 12 申請者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 申請者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該補助事業の実績報告書(第 5 号様式)を、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14 知事は、第13の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付け加えた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

（是正のための措置）

第15 知事は、第14の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付け加えた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

（補助金の請求）

第16 申請者は、第14に規定する補助金交付額確定通知書受領後、速やかに、知事に補助金交付請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第17 知事は、第16の規定による請求があった日から起算して30日以内に、補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第18 知事は、申請者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金交付決定の内容、これに付け加えた条件、その他法令、又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 知事は、1の規定による取消しをしたときは、速やかに、交付決定取消通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19 知事は、第18の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 知事は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（違約加算金及び延滞金）

第20 第18の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、第19の規定により補助金の返還を命じたときは、申請者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、違約加算金を納付しなければ

ならない。

- 2 第19の規定により、補助金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、延滞金を納付しなければならない。

（違約加算金及び延滞金の計算）

- 第21 第20の規定による違約加算金及び延滞金の計算については、東京都補助金等交付規則の定めるところによる。

（他の補助金等の一時停止等）

- 第22 知事は、申請者に対し補助金の返還を命じ、申請者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（財産処分等についての知事の承認）

- 第23 申請者が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「当該財産」という。）を、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間（以下「知事が定める期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

- 2 知事は、1の承認をする場合には、知事が定める期間の経過していない期間に応じて知事が算出した補助金相当額を、補助事業を行い、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が納付することを条件に、承認することができる。

（その他返還を要する場合）

- 第24 次のいずれかに該当するとき、補助事業者は、知事が定める期間を経過していない当該財産を有する場合には、第23の2に規定する補助金相当額を返還しなければならない。

- （1）地方卸売市場が、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第14条において読み替えて準用する法第7条に規定する地方卸売市場の業務の廃止の届出をしたとき。
- （2）地方卸売市場が、法第14条において読み替えて準用する法第11条又は条例第9条の規定により、法第13条第1項の認定を取り消されたとき。

（証拠書類等の保存）

- 第25 補助事業者は、当該補助事業の経緯を明らかにする書類、帳票、その他の証拠書類を、当該補助事業の交付の決定の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

（他の規定との関係）

- 第26 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則

(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は平成元年6月22日から施行する。

附 則 (平成6年6月15日6中業業第103号)

この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日9中経総第1410号)

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月31日14中事業第2号)

第1 この要綱は平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日18中事業第740号)

第1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月3日20中事業第575号)

第1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

第2 この要綱の施行前に行った手続き及び決定等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年5月27日26中事業第87号)

第1 この要綱は平成26年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月15日2中事業第240号)

第1 この要綱は令和2年6月21日から施行する。

第2 この要綱の施行の日前に、改正前の東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱によってした処分、手続その他の行為は、改正後の東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の相当する規定があるときは、改正後の要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 (令和4年6月21日4中事業第139号)

第1 この要綱は令和4年7月1日から施行する。

第2 この要綱の施行の日前に、改正前の東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱によってした処分、手続その他の行為は、改正後の東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の相当する規定があるときは、改正後の要綱の相当規定によってしたものとみなす。